

東村山市保育所の利用者負担に関する条例及び東村山市立児童館
条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市保育所の利用者負担に関する条例及び東村山市立児童館
条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成 2 7 年東村山市条例第 9 号)
及び東村山市立児童館条例(平成 2 年東村山市条例第 1 8 号)の一部を別紙の
とおり改正することに議決を得たい。

説明 感染症のまん延や災害の発生等の理由により、保育所を臨時休園とする
場合における利用者負担額及び児童クラブを臨時休館とする場合における児
童クラブ費を日割計算とするため、本案を提出するものである。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例及び東村山市立児童館
条例の一部を改正する条例

(東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部改正)

第1条 東村山市保育所の利用者負担に関する条例（平成27年東村山市条例
第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項又は第2項の規定にかかわらず、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由による臨時休園により登所をしなかった3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る当該登所をしなかった日の属する月の利用者負担の額は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。この場合において、その者が月の途中で保育所に入所し、又は退所したものであるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額をその者に係る利用者負担の額とする。

(東村山市立児童館条例の一部改正)

第2条 東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第9条第3項及び第4項」を「第9条第4項及び第5項」に改める。

第9条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由による臨時休館により使用をしなかった児童に係る当該使用

をしなかった日の属する月の児童クラブ費は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。

第11条第2項中「3,500円」の次に「(その者が第9条第3項の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東村山市保育所の利用者負担に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の東村山市立児童館条例の規定は、令和2年9月1日から適用する。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例及び
東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

第1条（東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部改正）

（利用者負担の額及び徴収）

第3条 市長は、公立保育所において3歳未満児の教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に対して保育を行ったときは、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもの利用者から別表第1に定める額（当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する場合であつて、かつ、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている教育・保育給付認定保護者（当該教育・保育給付認定保護者の配偶者を含む。）又は扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の所得割の額（同表備考第6項に規定する所得割の額をいう。）を合計した額（以下「世帯合計所得割額」という。）が77,101円未満である場合にあつては、別表第2に定める額）を徴収するものとする。

2 市長は、3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに対して、法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を私立保育所が行ったときは、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもの利用者から前項に定める額を徴収するものとする。

3 （略）

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、月の途中で保育所に入所し、又は退所した3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担の額

旧 条 例

第1条（東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部改正）

（利用者負担の額及び徴収）

第3条 （同左）

2 （同左）

3 （略）

4 （同左）

新 条 例

は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。

5 第1項又は第2項の規定にかかわらず、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由による臨時休園により登所をしなかった3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る当該登所をしなかった日の属する月の利用者負担の額は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。この場合において、その者が月の途中で保育所に入所し、又は退所したものであるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額をその者に係る利用者負担の額とする。

第2条（東村山市立児童館条例の一部改正）

（使用時間）

第5条（略）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この項、第7条第2項及び第3項、第9条第4項及び第5項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）に管理を行わせる育成室等にあつては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の使用時間を延長することができる。

（使用料等）

第9条（略）

2 児童クラブの入会による育成室等の使用は有料とし、児童1人につき月額5,500円（以下「児童クラブ費」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由による臨時休園により入会しなかった児童に係る当該入会しなかった日の属する月の会費は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。この場合において、その者が月の途中で入会し、又は退会したものであるときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額をその者に係る会費とする。

旧 条 例

第2条（東村山市立児童館条例の一部改正）

（使用時間）

第5条（略）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この項、第7条第2項及び第3項、第9条第3項及び第4項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）に管理を行わせる育成室等にあつては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の使用時間を延長することができる。

（使用料等）

第9条（略）

2（同左）

新 条 例

得ない事由による臨時休館により使用をしなかった児童に係る当該使用をしなかった日の属する月の児童クラブ費は、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額とする。

4・5 (略)

(児童クラブ費の免除又は減額)

第11条 (略)

2 市長は、同一世帯から2人以上の児童が児童クラブに入会しているときは、2人目以降の児童については、児童クラブ費を1人につき3,500円(その者が第9条第3項の規定に該当する場合にあつては、規則で定めるところにより日割計算によって算定した額)に減額することができる。

旧 条 例

3・4 (略)

(児童クラブ費の免除又は減額)

第11条 (略)

2 市長は、同一世帯から2人以上の児童が児童クラブに入会しているときは、2人目以降の児童については、児童クラブ費を1人につき3,500円に減額することができる。